

《出産育児一時金申請の際の留意点》

この出産育児一時金は妊娠4ヶ月（85日）以上で分娩したときに、生産、死産、流産、早産にかかわらずその申請によって給付されるものです。

※ 女子被保険者が資格喪失後に健康保険の被扶養者となった場合、資格喪失の後の本人としての出産育児一時金を受けるか、家族としての家族出産育児一時金を受けるかは分娩する方の選択となっており、重複して支給されません。

※ 資格喪失後の分娩（任意継続被保険者を除く）に関しては、付加金は支給されません。

● 直接支払制度を利用する場合

- 1) 「直接支払制度」を利用するときは、被保険者本人と医療機関等との間で、事前に出産育児一時金等の請求と受取に係る代理契約の締結が必要となります。
- 2) 出産費用が出産育児一時金等（法定給付）の金額を超えるときは、その差額については被保険者が医療機関へお支払いください。また出産費用が出産育児一時金等（法定給付）より少なかった場合の差額分や付加金は必要書類を添付のうえ、当健康保険組合にご申請ください。
- 3) 直接支払制度を利用される方は、申請書「医師・助産師又は市区町村長が証明するところ」の証明は必要ありません。ただし、死産の場合は医師・助産師の証明が必要になります。

【添付書類】

- ① 医療機関から交付される「直接支払制度を利用する」旨の記載がされた合意文書の写し
※ 申請先の保険者として当健康保険組合名が記載されていることをご確認ください。
- ② 出産年月日・出産児数・入院実日数・代理受取額・出産費用等の内訳が記載された領収・明細書の写し
※ 「専用請求書の内容と相違ない」旨の記載があることをご確認ください。
- ③ 産科医療補償制度に加入している場合は、「産科医療補償制度の対象分娩である」旨が記載された領収・明細書の写し

● 直接支払制度を利用しない場合

- 1) 直接支払制度を利用しない方は、「医師・助産師又は市区町村長が証明するところ」の証明が必要です。医師・助産師又は市区町村長のどちらか一方に証明を受けてください。

【添付書類】

- ① 医療機関から交付される「直接支払制度を利用しない」旨の記載がされた合意文書の写し
※ 申請先の保険者として当健康保険組合名が記載されていることをご確認ください。
- ② 出産費用等の内訳及び「直接支払制度を利用しない」旨が記載された領収・明細書の写し
- ③ 産科医療補償制度に加入している場合は、「産科医療補償制度の対象分娩である」旨が記載された領収・明細書の写し

● 海外で出産した場合

【添付書類】

- ① 現地で交付された出生証明書
※ 証明書が外国語で証明されている場合は、翻訳者の住所・氏名を明記した翻訳文を添付してください
- ② 海外に渡航した事実が確認できる書類（パスポート等）の写し
- ③ 海外の医療機関等に対して出産の事実、内容等の照会を行うことの同意書